

■ ■ ■ 著作権法（その3） ■ ■ ■

● 著作者の持つ権利〈1〉 著作 .....

1) 著作物を複製する権利 (= .....したり, 録画したりすること)

2) 著作物を提示する権利 :

① .....を演奏したり, 映画を上映したりする等

※ ただし, .....を目的とせず, かつ, 聴衆又は観衆から .....を受け  
ない場合であれば, 権利の侵害にはならない

② .....する (= テレビで放送する, .....する)

③ 伝達する (公衆送信された著作物を受信装置を使って見せる/聞かせる)

飲食店で .....を再生する

3) 著作物を提供する権利 : 譲渡, 貸与, 映画の頒布

● 著作者が持つ権利の .....

① .....使用のため (= .....的に .....内で利用するため)

レンタルしてきた CD を mp3 に変換し, プレイヤーで再生する

レンタルしてきた DVD の映像をリッピングしてパソコンに保存する

→ 技術的 .....手段の .....に当たるため

② 図書館における複製のため                      ③ 教育・試験のため

④ 障害者のため                      ⑤ 営利を目的としないとき                      ⑥ 報道のため

⑦ インターネットを円滑に利用するため (= 検索エンジンによるキャッシュの保存)

⑧ .....のため

第 32 条 公表された著作物は, 引用して利用することができる。この場合において,

その引用は、 \_\_\_\_\_ な \_\_\_\_\_ に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上 \_\_\_\_\_ な \_\_\_\_\_ 内で行なわれるものでなければならぬ。

引用が認められるためには、次の3つの要件を満たしていることが必要

- a. 自分が \_\_\_\_\_ した部分と引用部分とが \_\_\_\_\_ できること
- b. 量的・質的にみて、引用部分が \_\_\_\_\_ であること
- c. \_\_\_\_\_ を \_\_\_\_\_ すること

● 著作者の持つ権利〈2〉 著作者 \_\_\_\_\_

1) 著作物を \_\_\_\_\_ する／しない権利

\* 『日本をフランスに導いた男』事件（東京地裁 平成12年2月29日）

サッカー選手である中田<sup>ひでとし</sup>英<sup>はんせい</sup>寿の半生について紹介する書籍がY社から出版された。この本には、彼が中学生の時に『学年文集』に載せた詩も掲載されていた。Yの行為は公表権を侵害したといえるか？

2) \_\_\_\_\_ 権：実名または変名を表示するか、しないかを定める権利

3) \_\_\_\_\_ 性 \_\_\_\_\_ 権

著作者の \_\_\_\_\_ に \_\_\_\_\_ 著作物を \_\_\_\_\_ されない権利

\* 『 \_\_\_\_\_ めき \_\_\_\_\_ リアル』事件（最高裁 平成13年2月13日）

難易度が高い恋愛シュミレーションゲームをクリアできない人のために、開始直後から高い能力となるようパラメータを変更したセーブデータを保存したメモリーカードが売り出された。ゲームのプログラムそのものを書き換えているわけではないのだが、改造セーブデータの販売は著作者人格権を侵害するものか？



→ \_\_\_\_\_ の \_\_\_\_\_ をもたらすので、権利の侵害にあたる